社会福祉法人　松阪市社会福祉協議会

ソーシャルメディアポリシー

松阪市社会福祉協議会(以下「社協」という。)が運用する社協公式ソーシャルメディアポリシー(以下「ポリシー」という。)を次のとおり定めます。

１ 基本方針

社協の取り組みや行事や各事業の開催案内などの情報、ボランティア・NPO 活動の情報、緊急時の迅速な情報提供に活用するため、社協 SNS を開設し情報発信を行います。

２ 定義

このポリシーにおいて、SNS とは、Facebook、Twitter、Instagram、YouTube、LINE、ブログ等に代表される、インターネットを利用して情報を発信し、あるいは相互に情報をやり取りする伝達手段をさします。

３ アカウント情報及び運用管理者など

（１）アカウント名　：松阪市社会福祉協議会

（２）情報管理責任者：事務局長

（３）SNS 投稿者　　：社協職員

４ 運用方法

（１）発信内容

ア 社協情報、社協主催の行事情報

イ 災害緊急時の情報

ウ その他、発信することが適当と認められる情報

（２）運用時間

原則として勤務時間内（平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に、不定期に投稿します。なお、この時間帯以外にも、必要に応じて投稿する場合があります。

（３）コメントなどへの対応

社協 SNS では、情報発信のみを行うものについては、利用者からのコメントに対しての返信は、原則行わないものとします。掲載内容についてのお問い合わせは、電話・FAX 等で受け付けます。

（４）なりすましへの対応

原則、社協 SNS を社協ホームページに掲載し、なりすましでないことを証明します。また、なりすましを発見した場合は、社協ホームページにおいて情報を発信し、なりすましが存在することへの注意喚起を行います。

5 免責事項

（1）社協情報などについて、利用者の方により身近に感じていただけるよう、一部くだけた表現を使用することがあります。

（2）社協 SNS の掲載情報の正確性、完全性、有用性等を保証する義務を負うものではありません。

（3）社協は、閲覧者が本ページを利用したこと、又は利用しなかったことによって生じるいかなる損害についても、一切の責任を負いません。

（4）社協は、利用者によって投稿されたコンテンツについて、一切の責任を負いません。

（5）社協は、社協 SNS に関連する事項に起因または関連して生じた、いかなる損害についても、一切の責任を負いません。

（6）コメントの投稿にかかる著作権は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は社協に対し、投稿コンテンツを全世界において非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ社協に対して著作権などを行使しないことに同意したものとします。

（7）社協 SNS は、SNS 運営会社各社のシステムによって運用しています。社協は、各社のシステム運用状況に関するご質問などについては、一切お答えすることができません。また、各サイト、各社または第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法、技術的なご質問などに関しても、一切お答えすることができません。

6 利用者による書き込みの削除など

以下の各項に該当する場合、予告なく削除、またはアカウントのブロックを行う場合があります。

・法律、 政令、省令などに違反する内容、または違反する恐れがあるもの
・特定の個人、団体を誹謗中傷するもの
・政治、宗教活動を目的とするもの
・著作権、商標権、肖像権など、社協または第三者の知的所有権を侵害するもの
・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
・人種、思想、信条などの差別、または差別を助長させるもの
・公序良俗に反するもの
・虚偽や事実と異なる内容、または単なる風評や風評を助長させるもの
・本人の承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいするなど、プライバシーを害するもの
・他の利用者、 第三者などになりすますもの
・有害なプログラムなど
・わいせつな表現などを含む不適切なもの
・社協の発信する内容の一部、または全部を改変するもの
・社協の発信する内容に関係ないもの
・その他、社協が不適切と判断した情報、またはこれらの内容を含むリンクなど

7　著作権などの帰属

（1）社協 SNS に掲載している情報の著作権などの知的財産権は、社協または社協以外の原権利者に帰属します。

（2）社協 SNS の内容について、私的使用または引用など、著作権法上認められた行為および各 SNS 上でシェア機能を使用する場合を除き、社協に無断で掲載などを行うことはできません。また、引用を行う場合は、必ず出所を明示してください。

8　社協職員に求めること

社協は全職員に対して、ソーシャルメディアに関するガイドラインを定めています。SNS 運用担当者のみならず、ソーシャルメディアに参加する全職員がガイドラインを理解し、適切に利用できるよう求めます。

9　その他

（1）社協は、このポリシーを予告なく変更する場合があります。

令和４年８月２３日　制定